

田辺周辺広域市町村圏組合の職員のサービスの宣誓に関する条例

制定 昭和46年6月25日 条例第8号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合の職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 職員のサービスの宣誓に関しては、田辺市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年田辺市条例第31号）の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。